

2020年5月21日

中国 新化学物質環境管理弁法改正に関するお知らせ

2020年4月29日付けで、中国 生態環境部は、2021年1月1日より新化学物質環境管理弁法の改正法（生態環境部部令第12号）を施行することを公布しました。*

改正法では、申請に必要なデータが最適化され、企業の負担が軽減されます。一方、環境リスク管理が重視されており、PBT物質（難分解性、高蓄積性、毒性を有する物質）に対する管理が強化されます。試験項目等のより詳細な手続きについては、今後ガイドラインが公布される予定です。

*: http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202005/t20200507_777913.html

現行法からの主な変更点は以下の通りです。

・申請区分

用途と数量（年）	区分		提出資料
	現行法	改正法	
研究用途 <0.1t	科学研究届出	届出	届出表 適合説明資料 既知データ（物化性状、毒性、生態毒性） など
・新規モノマー2%以下のポリマー ・低懸念ポリマー ・新規化学物質 <1t	簡易申告		
新規化学物質 1t ≤ x <10t	常規申告 1級	簡易登記	申請表 試験データ（物化性状、分解性、蓄積性、水性生物急性毒性） 環境リスク管理措置 など
新規化学物質 10t ≤	常規申告 2～4級	常規登記	申請表 試験データ（物化性状、毒性、生態毒性） リスク評価書 環境リスク管理措置 など

（次ページに「登記不可基準」と「事後管理」について記載あり）

・登記不可基準

常規登記	リスク管理を講じてもリスクがある物質 必要性が受理できない高危険物質
簡易登記	PBT 物質（難分解性、高蓄積性、毒性を有する物質）

・事後管理

初回活動報告	継続
毎回活動報告	廃止
5年活動報告	廃止
年度報告	報告を要求された常規登記物質のみ

現行法での取り進めや法改正を見据えた申請のご相談、その他ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

■お問い合わせ先（環境リスク評価センター）

〒101-8517 東京都千代田区内神田一丁目13番4号

TEL：営業グループ 03-5577-0809 / 登録支援グループ 03-5577-0702

E-mail：LSIM-AKK-CHEM@nm.medience.co.jp